

平成 18 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

# 小論文問題紙

B日程

平成 18 年 2 月 25 日

10 : 00 ~ 12 : 00 ( 120 分 )

( 200 点 )

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 小論文の問題紙は 1 ページから 7 ページである。
3. 解答用紙は、問 1 と問 2 の 2 枚である。解答用紙の追加は認めない。
4. 解答用紙は 2 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

問題 次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

—

バックラッシュ（揺り戻し・反動・反撃）の人々が言うところによれば、フェミニストによる「ジェンダー・フリー」に彼らが反対するのは、それが男女の差異をなくしてしまうからだということである。

彼らのこの見方は、半分当たっており、半分間違っている。ジェンダーとは、男女を区別しての社会的・文化的な意味づけや役割付与や「らしさ」期待であるのだが、その中で差別的な差異は当然ながらフェミニストによって批判されている。たとえば、男はパイロット役割／女はスチュワーズ役割、男は指導し女は服従する、などという差異は批判される。

しかし、さしあたり差別とは直接の関係がない男女間にある差異、たとえばトイレの区分などは、本来から言えばフェミニストの関心にはならず、政策的対象とはならないものである。もしもトイレを共用にしようとしているフェミニストがいたとしたら、それは不適切な実践としてフェミニストの内部でも批判されてしかるべきであろう。

ところが、バックラッシュは、フェミニズムの中にある「ジェンダー・フリー」という言葉に注目することによって、それが男女の間にあるすべての区別や差異をなくそうとする政策であり、それに基づいてトイレの共通化や更衣や入浴などの男女合同をフェミニストが推進していると触れ回っている。大部分、デマゴギーに過ぎない。

あるいは、個人の名前について、いわゆる男の子名前と女の子名前が含む性別期待についてフェミニストが疑問を呈する場合がある。活動的で伸び伸びとした男の子の名前に対して、愛や優しさや美しさを意味する女の子の名前を比較してである。この問題は、実際にそうした議論を筆者も何度か目にしたことがあり、先のデマゴギーほど簡単ではない。確かに、そうした男女別のシンボリズム（象徴秩序）が、男の子に愛や優しさを軽視させ、女の子の元気を削いできたこともあるだろう。しかし、個人の名前というものは重要なプライヴァシーであり、他者がやたらと口出しすべきものではない。だから、たとえシンボリズムとしては問題があったとしても、本人と親の意向を尊重すべきであり、他者が個別ケースに対して容喙すべきものではないだろう。

ジェンダーが時代と共に変化していくことは、歴史を見れば明白である。戦後においても女性の高学歴化が進み、賃金労働への進出が進み、服装や用具（自転車やバッグ）や言葉遣いのユニセックス化が進んだ。それを、「ジェンダー・フリー」化と称することもでき

ようが、フェミニストが推進して実現したことというわけではない。しかし、おそらく、バックラッシュをする心理の基盤にあるのは、そうした変化があらゆる部分で進んだ社会像に対する嫌悪感なのだろう。男が化粧をし、髪の毛に気を遣い、女言葉をしゃべり、スカートをはき、仕事を放棄する一方、女が「俺」と称し「おまえ」と呼びかけ、男に反論し議論を挑み、ラグビーや相撲をし、兵士になり、上司になり、大酒を飲みギャンブルをし、家事・育児を嫌い、セクハラや買春もするような社会。

人は、自分が幼児期から形成してきた人間観から自由になるのは難しい。とりわけ現在においては、ジェンダーというものが人々のアイデンティティ形成の中心部分にあるので、我々がそこから自由になるのは、なかなか困難である。そして、前節に挙げた変化のうちいくつかは、もはや現実となっている。たとえば、眉毛を整える男、髪の毛に気を遣う男、兵士となる女、男に反論し議論を挑む女、上司として登場する女、大酒を飲みギャンブルをする女、家事・育児を嫌う女。こうした変化の原因が、バックラッシュの見方では、すべてフェミニストに帰されるのである。

しかもバックラッシュ言説において印象的なことは、多くの現象をフェミニストによる統一的な陰謀に帰して解釈していくことである。そうすることによって、フラストレーションのはけ口としての攻撃対象(= 邪悪なフェミニストたち)が指定され、それ以外の「普通の・一般の・善良な」女性たちに希望を託していくことができるのである。

## 二

筆者の見るところ、目下のバックラッシュは、古くからのジェンダー保守主義 と 今風のジェンダー保守主義 との結合によって急激に成長している。『正論』等のサンケイ系メディアが 古くからのジェンダー保守主義 を組織化し、さらにインターネット等を通じて増殖している 今風のジェンダー保守主義 まで、巻き込んでいる。

古くからのジェンダー保守主義 と言うのは、次のような主張である。 男女は本質的に別々なものだ。両者がそれぞれの適性を活かし相互補完しあっていくのが、家族としても社会としても国家としても民族としても最もうまくいく方法であり、それを否定する者は、家族と社会と国家と民族の破壊者である。

そうした主張は、いかにも古色蒼然としたジェンダー観であり、分かりやすいものである。また、それが家父長制家族や権威主義的国家と結びつくものであることも見やすい。たとえば、一九世紀の終わりに、一人のドイツの右翼が語った言葉そのままの主張である。日く、「女はより女らしく、男はより男らしくなればなるほど……社会と国家はより健全になる」と。ただし、古色蒼然といっても、それが数千年・数百年前から続いてきた伝統と

いうわけではない。日本について言えば、江戸時代までの農村での入り組んで多様性もある「自然発生的な」ジェンダーに対して、明治後半期に政府によって全国一律に創り出されたジェンダー秩序がそれである。

それに対して、今風のジェンダー保守主義 という立場は、理解しにくいものである。それは、基本的に近代主義、さらにはポストモダニズムを経由した「今風」な立場である。それが、私生活について変化を促すフェミニストや行政からの圧力や介入に対して反発している。この立場のルーツを探すと、戦後の大衆社会化の中で登場してきた「私生活主義」と呼ばれた立場である。それは、ナショナリズムやマルクス主義などという大文字のイデオロギーに胡散臭いものを感じ取って、シニカルに眺め、自分個人と自分が属する近代家族（マイホーム）の生活と福利を第一に考える立場である。この立場は、戦後半世紀にわたって、戦争にも革命にも改憲にも消極的に抵抗し、戦後民主主義派と図らずも連動して戦後体制を維持してきた勢力であった。

しかし、今、この立場が、ジェンダー保守主義となっているのはどうしたわけなのか？ また、権威主義的なナショナリズムや家制度にシンパシーを寄せる 古くからのジェンダー保守主義 と、なぜ、急速に近年結びついているのか？

リベラル・フェミニストと目される吉澤夏子氏は、かねてより、「個人的なことは政治的なことだ」とするラディカル・フェミニズムの立場を批判してきた。この批判を介して見るならば、今風のジェンダー保守主義 の立場がよく理解できる。吉澤氏の説は、個人的なものといえども多かれ少なかれ社会的なものの影響下にあることは確かであるが、権利の話としては、社会的なもの（＝政治）からの圧力や介入に対して、個人的なものは個人的なものとして保護され擁護されるべきだ、というものである。

こうした説の延長線上に、今風のジェンダー保守主義 が解読できる。まさに、今風のジェンダー保守主義 は、育児の分担の仕方、子どもの教育の仕方、恋愛・性愛のあり方、個性のあり方について、フェミニストや行政が口出しすることに対して、私権の侵害だとして反発しているのである。

中略

三

ところで、政府の男女共同参画社会基本法（一九九九年）は、北田暁大氏も指摘するように、基本的にはリベラリズムのラインの上にまとめられたものである。なぜならば、フェミニズムのラディカリズム潮流を採用することは、自民党政府としては同意しがたいものであろうから。しかし、それだったら、今風のジェンダー保守主義 者は、なぜ基本法

にも反対するのだろうか？

二つの理由があるようだ。一つは、彼らのリベラリズムが自分の実感のみを絶対視して、他者の自由の思いを致せないものであることから。もう一つは、彼らが、フェミニスト嫌悪に駆られてシニカルなプチ・ナショナリズム気分から一步進んで、ナショナリズムとの癒着に至っていることから。

まず前者の理由である。たとえば、夫婦に子どもが生まれて妻が退職して専業主婦になるケースは多いが、そのことについて考えてみよう。そこには、何の法的強制も存在していない。家族を一単位として考えた時の経済合理性と、夫婦双方の意向が存在するだけである。したがって、妻の離職はリベラリズムの範囲内での自己決定に基づく選択的行動と言える。

しかし、妻が基本的には離職したくなかったが、育児の責任を放棄することもできないので離職した場合を考えてみよう（現在、そうしたケースは少なからず存在している）。そこには、確かに法的強制はないし、露骨な社内規定もないし（あれば違法だ）暴力による強制もない。しかし、次に挙げるような離職への強い圧力があつた。それは、企業慣習、労働条件、夫の考え方、夫の労働条件、などである。それらによって、その女性の自由は十分に脅かされていると言ってよい。

「育児しない男は父親とは呼ばない」という厚生省のポスターによって、自分たちが営んでいるライフスタイルがハラスメント（脅かし）を受けて私生活の自由が侵害されたと感じる。今風のジェンダー保守主義者は、しかし、先の諸条件から離職を余儀なくされる人々の不自由について思いを馳せることはないのみならず、離職を「自己決定だ」と言うのである。

もちろん、離職しようとする女性に向かって「仕事を辞めるべきではない！」「あなたの選択は間違っている！」と容喙してくるフェミニストがいるならば、それは、女性の自由に対する大きな妨害であり問題である。バックラッシュが描き出す邪悪なフェミニストは、そうしたイメージで描かれているのであるが、そんな抑圧的で放漫なフェミニストはさすがに例外的な存在であろう。

次に後者の理由である。基本法にはない話であるが、夫婦別姓の問題を考えてみよう。この問題を、夫婦間の私事と考えれば、行政が同姓を強制するのは、別姓希望者に対する押し付けであろう。しかし、この点に関して、今風のジェンダー保守派は私事性の原理では議論しきれないで、別原理、つまりいわば社会性の原理を持ち出してしまふ。こういう話をする。結婚は、夫婦間での役割分担というような私事とは異なり、社会によって承認され社会によって支えられ社会に影響を及ぼす社会的事象であると。だから、夫婦が一まとまりのものとして社会的に存在する限り、その実態に反して別姓にすると社会が

綻びる、と。

少し考えれば分かることだが、この言い分は、欠陥だらけのものである。 について言えば、第一に、夫婦間の役割分担だって、社会によって承認され支えられ、さらには奨励されたものであるから、ここまで広がって存続しているのである。第二に、社会的事象ということなら、姓に限らず、名前（英語で言うファースト・ネーム）だって、人々に認知されて承認されて初めて機能する社会的な事象である。だから、そうした意味での社会的事象であることと、それを決定する権利を、個人に帰すか、夫婦に帰すか、国家社会に帰すかは、別な問題なのである。 の文に関して言えば、夫婦あるいは家族（近代的な核家族）が、社会における一まとまりの集団であることは確かだが、企業等が企業の名前において社会的行為の主体として振舞うのに対比して、家族が家族の名前において社会的行為の主体として振舞うことは冠婚葬祭以外ではほとんどない。たとえば家族が住むための住居を購入したり賃借したりするのは、家族の名前においてではなく、家族のうちの誰か一人の個人の名前と責任においてである。したがって、同一企業が部署によって別企業の名を名のるのは不都合が生じるが、家族では、そうした不都合は生じない。しかも、今や冠婚葬祭といえども徐々に個人が主体となった営みに変化してきている。現に、別姓制度を有している中国や韓国が、それを理由として社会が綻びているという話はこれまで聞いたことがない。

ちなみに税金や年金は社会的事象であり、しかも、その支払い原理を、完全な個人単位とするか現行のように夫婦であることを加味したものとするかについては、国家社会の側が一律に決める権利を認めなければ、確かに国家社会は破綻するだろう。しかし、夫婦の姓についてはそうではない。同姓夫婦と別姓夫婦とは、十分に共存可能である。

自分たちに快適な現状を維持する自由の権利だけ認め、そこから不自由を被っている人の自由の権利を認めないリベラリズムとは、なんとご都合主義のものであるか。

#### 四

ところで、多くのフェミニストの中には、性別のクォータ制度（割当て制度）やアフアマティヴ・アクションの導入を主張している人もいる。その主張は次のようなものである。何らかのポジションに数パーセント女性がいても、それはトークン（お飾り、申し訳のアリバイ）であって、およそ三割以上の数を占めなければ、独自な力を持ってない。そこで、たとえば少なくとも三割の比率を、少数派の性に割り当てることが有効である。

本来リベラリズムは、個人を基本としており、性別や階級階層別や人種・民族別や宗教別や地域別や年齢別というようなカテゴリーを基本としていない。それがカテゴリーを基

本として社会構築を行った前近代との違いである。とは言え、現在でも、例外はある。たとえば、高校入学者については、ほとんどの公立校で地域別原理が適用され、いくつかの私立校といくつかの公立校では性別原理が適用されている。また、選挙についても、選挙区は地域別原理に基づくものである。それらは、強い合理性があると考えられている（ただし、公立校における性別原理の適用には、持続的に異議が提出されている）。だから、やはり強い合理性があるならば、たとえば議員や裁判官について、性別割り当てや年齢別割り当てなどを導入することも可能であろう。

そこで、考えるべきことは、フェミニストの言うような、性別割り当てに強い合理性があるのかどうかということである。今風のジェンダー保守主義者は、先の引用のように、フェミニストの主張している性別割り当てに対して、いろいろな批判を行っている。それらを、筆者なりに整理してみる。

たとえば警察官や自衛隊員等については、職業適性に基づき採用人物を決めるのが妥当であり、女性の特殊性は否定的な考慮の対象になりこそすれ、積極的な措置の対象ではない。そんなことをしたら、暴漢に逃げられてしまう警察官や戦死する自衛官が続出し、警察や軍隊の弱体化を招くだろう、と。

たとえば各種資格免許については、能力に対して与えるべきもので、そこにクォータ制を導入すると、結果として能力基準がダブル・スタンダードとなる。その結果、能力の低い医者やパイロットが出てくるが、それは患者や乗客にとって危険なことである、と。

たとえば私企業の社員採用について。やはり、クォータ制は、採用基準のダブル・スタンダードをもたらし、労働権における男性差別となる、と。

たとえば議員数について。今でも国会議員は地域クォータ制であるが、一票の重みの格差を生み出して問題となっている。男女でクォータにすると、やはり一票の重みの格差を生み出す、それは、選ぶ側における不平等となる、と。

以上に挙げた四つのケースにおいては、結局、クォータ制によってダブル・スタンダードが生み出されることによって生じる問題がある、ということだ。この主張は、思うに、それとしては正当なものである。

男女の処遇について、これまで明に暗にダブル・スタンダードがあったことを、女たちは批判してきたのだが、クォータ制は、ダブル・スタンダードを女の側の権利として主張することに他ならない。その場合、性別クォータ制の導入が、先に挙げた ~ の難点を凌駕するような強い合理性のあるものか、論じていくべきは推進側の方であろう。

社会の各分野に多数の女性が参画していく必要性、そのための手段としてクォータ制の有効性、この二者についてはたくさん耳にした。しかし、先に挙げた ~ の難点を凌駕するような強い合理性しただって正当性については、寡聞にして耳にしたことはない。

クオータ制を主張する場合、ぜひともリベラリズムと折り合いをつけておく必要がある。そこをうまく片づけておかないと、性別クオータ制の導入の主張が、さらに多数の「今風のジェンダー保守主義者」を作り出す可能性がある。目下のバックラッシュにおいて懸念されることは、「古くからのジェンダー保守主義」の動向ではなく、「今風のジェンダー保守主義」が奇妙に攻撃性を高めて「古くからのジェンダー保守主義」と癒着を深めていくことである。

ところで、「古くからのジェンダー保守主義」にとっては、個人でなく、カテゴリーが基本である。したがって、原理的に言えば彼らの方がクオータ制に賛成する可能性はある。ただし、その場合は、人数だけではなく、職分内容も割り当てとなるであろう。たとえば、議員だったら、福祉や厚生や教育の委員会メンバーは女性枠議員とかいうように。戦時下ファシズムでの女性の参画推進は、そうした立場からのものであった。しかし、それは、現在の男女共同参画の立場とはまったく別方向のものと言えよう。

(出典：細谷実『『ジェンダー・フリー』をめぐるバックラッシュを読み解く』法律時報78巻1号53頁 - 57頁。なお、問題作成の都合上、原文の一部を変えている。)

問1 著者のいう「古くからのジェンダー保守主義」と「今風のジェンダー保守主義」はどう違うのか、分かりやすく説明しなさい。(100点)

問2 某私立大学法科大学院の入試要項に、募集定員30名、うち女性を15名とする、という文言があったとします。あなたはこの募集要項に賛成ですか、反対ですか。その理由も述べなさい。(100点)